

報告事項 1

教育長の臨時代理による神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について、教育長に委任する事務等に関する規則（昭和31年11月教育委員会規則第8号）第6条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により、以下のとおり報告する。

令和8年4月23日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 竹森 永敏

特殊勤務手当の見直しについて（概要）

1. 概要

国の基準変更に伴い、部活動指導に係る特殊勤務手当の支給額を改定する。

2. 改正内容

（1）4号特勤（学校の管理下において行われる部活動の指導）の見直し

4号特勤	改正前	改正後
1時間以上	1,200円	1,300円
2時間以上	2,400円	2,600円
3時間以上	3,600円	3,900円

3. 実施日

令和8年4月1日

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 17 日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 1 号

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則（平成 10 年 4 月教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教育委員会職員特殊勤務手当) 第 2 条 [略] 2 [略] 3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の職員（事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲げる	(教育委員会職員特殊勤務手当) 第 2 条 [略] 2 [略] 3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の職員（事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲げる

<p>職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育活動としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒等又は学生に対する指導の職務で週休日等又はこれに相当する日に行うもの 勤務1回につき<u>3,900円</u>以内で、当該業務に従事した時間数に応じて別に定める額</p> <p>(5)、(6) [略]</p> <p>4、5 [略]</p>	<p>職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育活動としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における生徒等又は学生に対する指導の職務で週休日等又はこれに相当する日に行うもの 勤務1回につき<u>3,600円</u>以内で、当該業務に従事した時間数に応じて別に定める額</p> <p>(5)、(6) [略]</p> <p>4、5 [略]</p>
--	--

附 則

この規則は、公布日から施行し、改正後の神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。